

中部国際空港利用促進協議会
中国・香港・タイ市場向けFAM ツアーの実施およびOTA 施策業務
仕様書

1 適用範囲

本仕様書は、「中部国際空港利用促進協議会 中国・香港・タイ市場向けFAM ツアーの実施およびOTA 施策業務」（以下「本業務」という。）委託に適用する。

2 目的

- ・中国・香港・タイ市場を対象に、市場動向を踏まえた中部地域の観光資源の認知向上及び訪問動機の創出を図り、安定的な訪日旅行需要の創出につなげる。
- ・自治体及び空港会社、観光事業者が一体となった誘客施策を展開することで、既存路線の維持及び増便の実現を目指す。

3 履行期間

契約日から2027年3月5日まで

4 事業内容

(1) インフルエンサー招請

中国・香港・タイ各市場において影響力を有する旅行系インフルエンサーを招請し、中部地域の観光体験を発信することで、実体験に基づく高い訴求力を持つコンテンツの創出を図る。

(2) 香港・タイ市場向けにOTAプラットフォームでの情報発信

対象市場で利用率の高いOTAプラットフォーム「Trip.com」を活用した情報発信・予約特典キャンペーンを実施し、認知拡大から予約行動への導線を一体的に構築する。

5 委託業務の内容

本業務では、中国・香港（各2名）、タイ（3名）のインフルエンサーを選定し、中国・香港市場向けに1回、タイ市場向けに1回の計2回のFAM ツアーを実施する。あわせて、中部国際空港を起点とした広域観光ルートを体験させ、その内容を基に記事や動画等のコンテンツを制作する。

なお、情報展開にあたっては、愛知県、名古屋市、岐阜県、三重県をバランスよく紹介する内容であるよう留意すること。

(1) インフルエンサー招請

- ・招請するSNS系インフルエンサーを提案すること。なお、インフルエンサー

は以下に示す条件をすべて満たしている者とし、候補者は協議会と協議により決定する。

- ① 上海、香港、バンコクのいずれかに在住若しくは活動拠点とし、旅行関心層からの支持を得ていること。
- ② 当地域での取材が可能であり、かつ、中部地域の魅力をPRする能力があること。市場の動きを鑑み、中国・香港市場向けのFAMツアーではアウトドア資源のPR、タイ市場向けのFAMツアーでは映えスポットのPRを中心とする。
- ③ 中国・香港市場向けFAMツアーは8月中旬～10月下旬の期間中に実施すること。タイ市場向けFAMツアーは9月中旬～11月中旬の期間中に実施すること。
- ④ 動画または写真・テキスト形式の記事を3記事以上作成できること。
- ⑤ 過去に観光地での取材、投稿の経験を有すること。
 - ・ 取材スケジュールについて取材先を含めて提案すること。
 - ・ 招請にあたって発生する全ての費用（例：航空券、招請中の移動費用、宿泊代、食事代、施設入場料等）については、受託者で負担すること。
 - ・ 情報発信のタイミングは社会情勢等を考慮の上決定すること。

(2) 香港・タイ市場向けにOTAプラットフォームでの情報発信

対象市場で利用率の高い「Trip.com」で特設LPを制作するとともに、広告配信を実施し、FAMツアーで周遊した観光コンテンツや宿泊施設等と連動させ、予約特典キャンペーンも実施することで、認知から予約への誘導を図る。

6 分析とKPI

本業務の実施にあたり、KPIを設定すること。KPIの項目、数値については協議会と協議の上、決定する。

本業務終了後はデータ分析を行い、分析結果（様式は不問）について事業報告書と併せて提出すること。

7 事業報告書の提出

事業終了後、事業内容及び実績をまとめた報告書（A4判）2部を提出すること。あわせて、当該報告書の電子データ（Word等の編集可能なフォーマットおよびPDF）および制作物を記録した編集可能な電子データを提出すること。

提出場所は愛知県都市・交通局航空空港課とする。

8 その他

- ・ 本業務の開始から終了までの間、事業の実施方法や進捗状況を常に把握している担当者を置き、本業務の円滑な実施のため、定期的に協議会と連絡調整

を行うこと。

- ・ 本業務で知り得た情報については、管理保管を十分行うとともに、外部への漏えいに十分注意すること。
- ・ 本業務の実施にあたっては、事前に協議会と十分協議を行うこと。また、委託期間中も、進捗状況及び今後の進め方等を、協議会に逐次報告するほか、必要に応じて打合せを実施すること。打合せの実施後は速やかに議事録を作成し協議会に報告すること。
- ・ 本業務を遂行する上で必要となる一切の経費は、受託者が負担すること。
- ・ 本業務に係る監査等が行われる場合は、協力すること。
- ・ 著作権をはじめ、本業務の成果品における一切の権利は、協議会に帰属すること。また、本業務で作成した企画記事やコンテンツ等については、協議会が中部国際空港の利用促進に資する目的において無償で二次利用ができるようにすること。ただし、これらが困難であることが見込まれる場合には協議会と協議すること。
- ・ 本業務の実施にあたり、協議会から別途指示があった場合は、可能な限り対応すること。
- ・ この仕様書に定めのない事項については、必要に応じて協議会と受託者とが協議して決めるものとする。
- ・ 仕様内容等に変更が生じた場合、協議会と協議の上、必要に応じ変更契約等を行う。